債権申出の公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十六年九月二十九日に厚生労働大臣の認可を受け解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十日）の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十六年十月十四日

香川県高松市三名町東原三〇番地七
四国電気工事業厚生年金基金
代表清算人　山下　正二

債権申出の公告（第三回）

当企業年金基金は平成二十六年十月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月九日）の翌日から三箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十六年十月十四日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
日本金属工業企業年金基金
清算人　岩脇　章

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年 10 月 14 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①富澤美紀（たび紀行）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―4618号　④富澤美紀（たび紀行）　東京都墨田区墨田五丁目１番８号　⑤たび紀行　東京都墨田区墨田五丁目１番７号富澤荘２階　⑥平成11年５月７日　⑧平成26年９月９日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都墨田区墨田五丁目１番８号　富澤美紀

Ｂ　①有限会社永豊商事（ＨＫトラベル）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6484号　④有限会社永豊商事　東京都渋谷区桜丘町１―５大沼ビル３階　代表取締役　林榕生　⑤本社営業所　東京都渋谷区桜丘町１―５大沼ビル３階　⑥平成23年10月27日　⑧平成26年６月12日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区桜丘町１―５大沼ビル３階　有限会社永豊商事　代表取締役　林榕生

Ｂ　①ＴＡＮＮＹ　ＴＲＡＶＥＬ株式会社　②第２種旅行業　③石川県知事登録旅行業第２―255号　④ＴＡＮＮＹ　ＴＲＡＶＥＬ株式会社　石川県金沢市吉原町ハ39番地　代表取締役　谷多喜男　⑤本社営業所　石川県金沢市百坂町ニ23番地１　⑥平成24年３月１日　⑧平成26年９月10日　⑩1100万円　⑪石川県知事　⑫石川県金沢市吉原町ハ39番地　ＴＡＮＮＹ　ＴＲＡＶＥＬ株式会社　代表取締役　谷多喜男

Ｂ　①株式会社マツオツーリスト　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業３―450号　④株式会社マツオツーリスト　静岡県裾野市佐野480番地の９　代表取締役　浅倉松夫　⑤本社営業所　静岡県裾野市平松614　⑥平成11年９月22日　⑧平成26年９月21日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県裾野市佐野480番地の９　株式会社マツオツーリスト　代表取締役　浅倉松夫

Ｂ　①サンディーツアーズ　②第３種旅行業　③岡山県知事登録旅行業第３―242号　④有限会社賀陽自動車教習所　岡山県加賀郡吉備中央町上竹字小ヤ5742番地の１　代表取締役　畠山榮　⑤賀陽営業所　岡山県加賀郡吉備中央町上竹字小ヤ5742番地の１　⑥平成５年９月９日　⑧平成26年９月８日　⑩300万円　⑪岡山県知事　⑫岡山県加賀郡吉備中央町上竹字小ヤ5742番地の１　有限会社賀陽自動車教習所　代表取締役　畠山榮

Ｃ　①株式会社東洋ツーリスト　②第２種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第２―768号　④株式会社東洋ツーリスト　福岡市中央区薬院３丁目11番32号　代表取締役　鈴木重男　⑤本社営業所　福岡市中央区薬院３丁目11番32号　⑥平成25年４月17日　⑨平成26年９月３日　⑩1100万円　⑪福岡県知事　⑫福岡市中央区薬院３丁目11番32号　株式会社東洋ツーリスト　代表取締役　鈴木重男

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年 10 月 14 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社エム・オー・エーコーベツーリスト　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３―134号　④株式会社エム・オー・エーコーベツーリスト　神戸市中央区元町通六丁目１番８号東栄ビル　代表取締役　今西庸博　⑤本社営業所　神戸市中央区元町通六丁目１番８号東栄ビル　⑥昭和45年６月25日　⑦平成26年８月13日　⑧60万円　⑨300万円